

# 1 令和2年「秋の文京区交通安全運動」の実施結果概要

1 運動期間 令和2年9月21日（月）から9月30日（水）までの10日間

- 2 運動の重点
- 1 子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
  - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
  - 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
  - 4 二輪車の交通事故防止

3 スローガン「やさしさが <sup>はし</sup> 走るこの街 <sup>まち</sup> この道路 <sup>どうろ</sup>」

4 実施結果（交通安全期間の前後を含む）

## (1) 広報活動の推進

テレビ（CATV他）	広報紙・雑誌等	懸垂幕・ポスター等	
★ 交通安全運動 ★ 交通安全フェア （内閣府） ★ スポット文字放送	区報（9月10日号）77,890部	ポスター	2,495部
	交通ニュース等機関誌等の発行 （警察署・幼稚園・保育園・小中学校） 8,000部	チラシ （リーフレット）	12,850部
		横断幕 ・懸垂幕	35枚
	広報車（警察署・交通安全協会） 運動期間中毎日	立看板	10基
のぼり旗		48本	

## (2) 道路交通環境の点検整備

### ① 交通安全施設の改善整備（令和2年4月～令和2年9月実施）

点検機関	点検内容（改善・修復・新設・廃止）
国道事務所	点字ブロック（7箇所）、歩道の段差解消（19箇所）
都第六建設事務所	防護柵（39m）、道路照明（11基）、歩道の段差解消（27箇所）、道路反射鏡（1基）
区	防護柵（317m）、道路標識（14基）、道路照明（107基）、点字ブロック（3箇所）視線誘導標（4基）、通学路標識（4基）、道路標示（20箇所）、道路反射鏡（39基）、路側帯路面塗装（17.9㎡）、坂道滑り止め舗装（1箇所）、手すり（32m）、ポストコーン（20本）区画線（2m）
警察署	道路標識（311基）、点字ブロック（2箇所）、道路標示（237箇所）道路反射鏡（6基）

② 道路不正使用の指導・警告・取締り（路上看板、屋台、貼り紙等の撤去）

点検機関	立看板	屋台・露店	ポスター 貼り紙	のぼり 旗	家具等	その他
国道事務所	26件	1件	8枚	15本	0(個)	101(個)
都第六建設事務所	3件	2件	0枚	5本	0(個)	37(個)
区	0件	0件	1,418枚	0本	0(個)	0(個)
警察署	15件	0件	200枚	10本	0(個)	15(個)
計	44件	3件	1,626枚	30本	0(個)	153(個)

③ 放置自転車・バイク対策（駅周辺の放置防止に関する条例に基づく撤去を除く）

点検機関	自転車	バイク
国道事務所	9台	0台
都第六建設事務所	70台	1台
区	57台	6台
警察署	1台	0台
計	137台	7台

④ 自転車利用者の安全対策（実施機関：警察署）

★ 巻石通りの自転車通行帯設置（富坂警察署）
★ 服部坂と巻石通りに自転車ナビマークを設置(大塚警察署)
★ 白山通り（都道）春日町交差点から西片交差点において、自転車通行帯を整備(本富士警察署)
★ 自転車通行帯のある通りにおいて、自転車利用者に対し指導警告、取締りを強化（駒込警察署）

⑤ その他の安全対策（実施機関：警察署）

★ 小石川5丁目横断歩道設置（富坂警察）
★ 関口台小学校前に飛び出し注意の看板、稲荷神社前に注意喚起看板を設置（大塚警察署）
★ 道路標識等の点検・補修、裏路地の交差点に注意喚起の看板等を設置(駒込警察署)

(3) 子ども・高齢者・二輪車・自転車の交通事故防止

① 主な交通安全行事の実施状況

内 容	実施日	参加人員	実施主体
★ 主要交差点でのワンポイントアドバイス	9月21日から 9月30日	1,000人	警察署
★ 高齢者交通キャンペーン	9月24日から 9月28日	29人	警察署

② 各種講習会、交通安全教室

対象	内 容	参加人員	実施主体
子ども	自転車及び歩行シミュレーター、自転車実技教室、交通安全教室	217 人	東京都、文京区教育委員会、富坂警察署、駒込警察署
一般	交通安全教室	35 人	富坂警察署

③ 子どもと高齢者に対する街頭指導

内 容	参加人員	実 施 主 体
★ 主要交差点でのワンポイントアドバイス及び高齢者交通キャンペーン	1,020 人	富坂警察署
★ 通学路呼びかけ隊、横断セーフティアクション等	57 人	大塚警察署
★ 交通事故防止呼びかけ（非接触型）	10 人	本富士警察署

④ 無謀運転に対する指導・取締り

★ 飲酒運転根絶キャンペーン、速度違反及び飲酒運転取り締まり、夜間移動パトロール
--

⑤ 交通安全組織への加入働きかけ及び指導・育成

★ ※新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、交通少年団への入団の働きかけ及び交通安全組織への勧誘は一部縮小
---

⑥ 高齢者モデル地区の活動状況

★ ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止
-------------------------

(4) シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

内 容	実 施 主 体
★ マイク広報を通じシートベルト及びチャイルドシート着用の徹底を呼びかけ	警 察 署 交通安全協会

(5) 放置駐車 の 追放

内 容	実 施 主 体
<p>★ 通勤・通学時間帯、薄暮時間帯に放置駐車抑止の広報及び指導取り締まりを実施</p>	<p>警 察 署 交通安全協会</p>

(6) 飲酒運転等、悪質・危険な運転の追放運動

内 容	実 施 主 体
<p>★ マイク広報を通じ「飲酒運転等、悪質危険な運転の追放運動」を実施</p> <p>★ 夜間、飲酒運転の検問を実施</p>	<p>警 察 署 交通安全協会 交通安全推進委員</p>

(7) 止まって確かめる運動

内 容	実 施 主 体
<p>★ 散歩や園外保育の中で、保育士が見本となり実地指導を常時実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主に園児の散歩時に、道路を横断する際、止まって確かめてから渡るよう指導・実行している。</li> <li>●園外活動中に子どもが道路に飛び出さないよう指導している。曲がり角では一度止まって車の様子を見て安全確認をするという行動を一緒に行った。</li> <li>●散歩については、意識をもって正しく行うことが身につくように、機会があるごとに交通標識の見方や守り方など交通ルールの指導を繰り返し行っている。</li> </ul>	<p>保 育 園</p>
<p>★ 小学校付近の「止まれ」標識の前にて、一旦止まって確認することを指導</p> <p>★ 「横断セーフティアクション」キャンペーンで周知徹底</p>	<p>警 察 署</p>